非常勤講師新規委嘱関係書類

◆非常勤講師新規委嘱関係書類

１．「非常勤講師候補者の提出書類について」

２．「非常勤講師補充申し出（様式１）」

３．「非常勤候補者（様式２）」

※様式は本学ホームページよりダウンロードいただけます。

ＴＯＰ→教職員専用→各種様式→学務課(書式用)

「7.非常勤講師候補者の提出書類について」

「8.非常勤講師補充申し出および非常勤候補者」

http://www.osakac.ac.jp/etc/inside/document/

学務部学務課

四條畷学務課

**非常勤講師候補者の提出書類について**

■選考に必要な書類〔学部等教員人事規則第25条（必要書類等）〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類 | | | 省略可 |
| １ | 履歴書 | 学歴、職歴、学位、所属学会、学会・業界での活動、賞罰  ※写真貼付 |  |
| ２ | 業績目録 | 研究論文、著書、作品、その他のリスト一覧 |  |
| ３ | 主要論文別冊又は作品等 | 研究論文、著書、作品、その他 | 本務校有 |
| ４ | 健康診断書 | ①視力及び聴力、②結核の有無、③血圧、④尿、  ⑤その他疾病および異常の有無、以上の項目を含む。 | 本務校有  本務職有 |
| ５ | その他  （選考過程で必要となる書類） | 該当者のみ、１～４とともに以下書類の提出が必要。  ◆本務校・本務職のない場合  「本学教員の推薦書(学部：学部長宛、大学院：学長宛)」  ※学科主任等の押印が必要  ◆他大学大学院博士後期課程在学者の場合  「本人の指導教員の承諾書（学部：学部長宛、大学院：学長宛）」  ※本人の指導教員の押印又は署名が必要 | |

※省略可能な書類

・ 本務校のある場合は、上記の「３. 主要論文別冊又は作品等」、「４.健康診断書」は省略可。

・ 本務職のある場合は、上記の「４.健康診断書」は省略可。

■過去の懲罰事項について

過去にセクシャルハラスメントを含む性暴力を原因として、懲戒処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を履歴書に必ず記載してください。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分の対象となることがあります。

■大阪府における職員基本条例に基づく財政的援助法人への再就職禁止について

〔職員基本条例 （第３２条第１項第４号）、職員基本条例に基づく出資法人等への再就職の禁止に関する規則第３条〕

平成２４年１０月１日以降、大阪府（知事部局等）の一般行政部門及び府立学校に２０年以上勤務している又は勤務していた教職員について、大阪府が交付する負担金、補助金又は交付金の総額が３００万円以上の法人への再就職が原則禁止されました。

ただし、大阪府へ「再就職の承認申請」を行い、人事監査委員会より承認された場合、適応対象外になります。

* 本学での勤務が決定次第、該当者本人から大阪府へ「再就職の承認申請」をしていただく必要があります。
* 任用は、大阪府より再就職の承認が下りた後となります。

候補者が本件に該当する場合は、大阪府への申請期間を考慮し、早めに非常勤講師委嘱手続きを行ってください。

-------------------------

〔参考〕

(1) 非常勤講師の持ちコマ数：６コマ以内とする。（平成5年7月19日教務委員会）

(2) 非常勤講師の選考基準

「教員選考基準Ⅲ.専任講師」に準ずるほか以下の基準を参考にすること。

・原則として本務校または公共機関、会社等の本務職を有する者とすること。

・大学院博士後期課程の学生については、教育能力があると認められる場合に限り、委嘱することができる。

・年齢制限については原則として任用期間にかかわらず、当該年度の初日において満64歳以下とし、当該任用期間において満65歳を超えないこと。

(3) 教員選考基準Ⅲ.専任講師

　　 　　大学の教員として相応しい優れた人格、識見を備え、研究あるいは教育活動に優れていること。選考に当たっては、以下の基準を考慮すること。

A　文科系・体育系

研究業績

・学会誌又はこれに準ずるものに公表された学術論文が1編以上、あるいはそれに匹敵する著作が1冊以上あること。芸術・体育等の分野においては、技能に優れていることをもってこれに代えることができる。

教育経験

・原則として修士以上の学位をもち、教育経験又は教育能力があると認められること。

・学士については、前項と同等以上の経験と能力があると認められること。

・大学以外の学術研究機関等に所属する者については、機関内での研究・教育的業務の経験が上記に匹敵するものであること。

・啓発的著作があれば、それも参考にすること。

社会貢献

・地域、社会への特に顕著な貢献があれば、それらを参考にすること。

B　理科系・工科系

研究業績

・学会誌又はこれに準ずるものに公表された学術論文が1編以上あること。

・特許査定された特許は学術論文と同等の業績とみなす。

・学会等における研究発表の実績が十分であること。

教育経験

・原則として修士以上の学位をもち、教育経験又は教育能力があると認められること。

・学士については、前項と同等以上の経験と能力があると認められること。

・啓発的著作があれば、それも参考にすること。

社会貢献

・地域、社会への特に顕著な貢献があれば、それらを参考にすること。

C　アート系・クリエイティブ系

研究業績

・権威ある展覧会あるいは公共的メディア又はこれに準ずるものに発表された作品やクリエイティブな活動、又は創造的活動が一定数あること。

教育経験

・教育経験又は教育能力が相当であると認められること。

・大学以外の機関に所属する者については、機関内外での業務から教育能力を評価すること。

・啓発的著作があれば、それも参考にすること。

社会貢献

・地域、その他社会への特に顕著な貢献があれば、それらを参考にすること。

D　医療技術系

研究業績

・学会誌又はこれに準ずるものに公表された学術論文が1編以上あること。

・特許査定された特許は学術論文と同等の業績とみなす。

・学会等における研究発表の実績が十分であること。

教育経験

・原則として学士以上の学位をもち、教育経験又は教育能力があると認められること。

・啓発的著作があれば、それも参考にすること。

実務経験

・専門分野に関係の深い国家資格又は認定資格を有すること。

社会貢献

・地域、社会への特に顕著な貢献があれば、それらを参考にすること。

＊上記のほか、以下の基準を参考にすること。

・原則として本務校又は公共機関、会社等の本務職を有する者とすること。

・大学院博士後期課程の学生については、教育能力があると認められる場合に限り、委嘱することができる。

・年齢制限については原則として学校法人大阪電気通信大学定年規則第2条第4号「その他の職員満65歳」を準用すること。

　　　　　　学務部学務課

四條畷学務課